

## 発掘調査の概要

### 水落遺跡の調査（飛鳥藤原第165次調査）

水落遺跡は、1972年の発掘調査で大型基壇建物が発見されたことを契機に、1976年に国指定史跡となりました。この大型基壇建物は、その特異な構造と出土した土器の年代から、齊明天皇6年（660）に当時皇太子であった中大兄皇子が造った水時計である漏刻台と考えられています。第10次調査となる今回の調査区は水落遺跡の北辺に位置し、石神遺跡に接しています。石神遺跡では7世紀中頃の石組池や建物の遺構が確認され、『日本書紀』の記述にある齊明朝の饗宴の場の可能性が高く、またその後の7世紀後半の天武朝においては官衙的な施設に改造されたことが明らかになっています。これら両遺跡の間の様相を解明し、一体として保護していくことを目的に、同区域の発掘調査をおこないました。

2010年10月から12月までおこなわれた第10次調査東区の調査の結果、齊明朝以前の遺構、齊明朝の遺構、天武朝の遺構がそれぞれ検出されました。

齊明朝以前の遺構としては、何らかの施設の下部構造と考えられる掘込地業および土器埋設遺構が確認され、齊明朝以前にこの一帯の利用が始まっていたことが分かりました。土器埋設遺構は、土器の一部を打ち欠いて周囲に石を並べたものでしたが、内



齊明朝の石敷（西から）

部からは目立った遺物は検出されませんでした。

齊明朝の遺構としては、石神遺跡から通路状に続く石敷と、基壇建物を含めた施設群の地固めのための南北48m以上におよぶ掘込地業、そして、その内部に設けられた様々な施設が確認されました。二か所で集中的に地固めをおこなった壺地業、小銅管や木樋を設置するために掘られた素掘溝、基壇建物の北側に東西9間（長さ24.6m）以上に細長く延びる東西棟建物などがこれに該当します。中でも素掘溝は、中間部分を中世以降の流路によって削平されているものの、調査区の南北両側で検出され、水落遺跡の中心部から石神遺跡へと続いていることが把握されました。これにより、水落遺跡と石神遺跡が密接に関連する遺跡であることが改めて確認されました。

天武朝の遺構としては、以前の調査でその大部分が確認されていた7間×2間の東西棟建物の柱穴を検出し、この建物の規模を把握しました。

出土遺物は多くはありませんでしたが、土器埋設遺構に埋められていた長胴甕、齊明朝以前の時期の素弁蓮華文軒丸瓦、青銅小破片などが見つかっています。

現在、東区に隣接する第10次調査西区の発掘調査が進められています。

（都城発掘調査部 庄田 慎矢）



東西棟建物の北側柱列と掘込地業の北端（東から）